

小規模保育事業のあり方に関する調査研究事業募集要項

標記事業の業務を委託する契約相手を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和6年8月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 1 事業目的 | 保育分野に精通したコンサルタント等による ①保育の受け皿拡大と多機能化を進めるための小規模保育事業所の現地調査や県内既存保育事業者へのアンケート ②調査結果に基づいた兵庫県におけるモデル事業の検討、策定 ③先進事例、開所プロセスやモデル事業などを周知するためのシンポジウムの開催 |
| 2 事業内容 | 1 調査 兵庫県以外の都市部を中心に現地調査（運営実態、運営上の課題等）し、県内保育所等に対しては小規模保育事業への参入意思確認、他社参入による懸念、他の待機児童対策として実施できる事項等を調査により実施。 2 モデル事業の策定 調査結果から兵庫県で実現可能なモデル（実施想定地域や取組内容）の検討 3 シンポジウム コンサルタント等が進行役となり、先進事例実施施設の施設長が講演者となって、県内の保育所等の設置者や施設長、市町職員、関係団体等を対象者としてシンポジウムを開催する。 |
| 3 募集事業者 | 1者 |
| 4 参加者資格 | 事業者は、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。 また、複数の企業・団体等での共同による企画提案についても受け付けるので、代表者が申請すること。 1 業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。 3 県の指名停止基準に基づく指名停止を、提出書類の受付期間において受けていない者であること。 4 県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納がない者であること。 5 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。 7 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。 |
| 5 業務の仕様 | 別添仕様書のとおり |
| 6 委託条件 | 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)まで |

| 項目 | 内 容 | |
|-----------|---|---|
| | 委託料等 | 1 本事業総額 9,823,000 円（消費税額を含む）を上限とする。 2 委託契約の締結にあたっては、事前に委託契約金額の 10%以上の契約保証金を県に納めるか、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出させることがある。 なお、契約保証金は業務完了後に返還する。 3 委託料の支払いは、実績確認に基づく精算払いとする。 |
| 7 委託対象外経費 | 飲食費（弁当・茶果等）、実施事業者の経常的な運営にかかる経費など、委託業務に直接関係のない経費 | |
| 8 募集期間 | 令和 6 年 8 月 23 日（金）～同年 9 月 20 日（金）16 時必着 | |
| 9 提出書類 | 1 「小規模保育事業のあり方に関する調査研究事業」企画提案申込書（様式 1 号） 2 「小規模保育事業のあり方に関する調査研究事業」企画提案書（任意様式）A4 サイズ 5 ページ以内 3 「小規模保育事業のあり方に関する調査研究事業」見積書（任意様式） 4 団体概要書（様式 2 号） 【添付資料】 定款・寄附行為等（写）、役員名簿、令和 6 年度事業計画書（予算書含む）、令和 5 年度事業報告書（決算関係書類）、納税証明書（3）※ ² ※ 該当する年度の書類が未作成の場合は、前年度でも可 ※ ² 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の滞納がないことを証する納税証明書 | |
| 10 提出方法等 | 提出先 | 神戸市中央区下山手通 5-10-1（県庁 1 号館 5 階） 兵庫県福祉部こども政策課こども育成班 |
| | 提出部数 | 正本 10 部（提出書類は A4 サイズとすること） |
| | 提出方法・注意事項 | 1 上記提出先まで持参または郵送すること。 2 提出書類は返却しない。 3 企画提案にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。 4 提出された資料について問い合わせを行うほか、資料の補正や追加説明資料の提出を求めることがある。また、審査に必要な範囲において複製を作成する場合がある。 |
| 11 審査等 | 審査方法 | 1 令和 6 年 10 月に開催予定の企画提案審査会で、企画提案者による説明及び質疑応答並びに提出書類により審査を行い、その結果に基づき委託する事業者を決定する。ただし、企画提案者が企画提案審査会を欠席した場合は、当該企画提案者分は提出書類のみで審査を行う。なお、応募者が多数の場合は、予め提出書類による審査の上、上位者のみを企画提案審査会に招集する予定としている。 2 審査結果は、企画提案を行った全ての事業者に通知する。 |
| | 審査基準 | 1 業務目的・内容の理解 2 提案内容の妥当性 3 提案内容の有効性 4 実施体制の具体性 （1）制作物の作成体制や受講者の募集や申込に対応する体制の充実度合い （2）個人情報等の情報管理体制 |

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 12 留意事項 | <ol style="list-style-type: none">1 審査による事業者決定後、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査を踏まえた協議を行った上で決定する。2 本事業の委託対象経費については、その他の国や県、市町、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複しないこと。3 その他、不明なことがあれば、県子ども政策課と協議すること。 |
| 13 問い合わせ先 | 神戸市中央区下山手通 5-10-1（県庁 1 号館 5 階） 兵庫県福祉部子ども政策課子ども育成班（大喜多、藤原） TEL：078-341-7711（内 2984、3032） FAX：078-362-3011 |